

愛知県環境情報紙

# 環境かわら版



<http://www.pref.aichi.jp/soshiki/kankyo-c/0000007029.html>

平成 29 年 4 月号 (第 251 号)

特集

愛知県環境部の新年度主要事業 ..... P.2~8

平成 29 年度の主要事業をご紹介します。



他にも 環境情報が満載 ..... P.9~14



流域モニタリング一斉調査を実施します  
(川の水のきれいさや生き物を調べている様子)



「平成 29 年度あいち環境塾」の塾生を募集します  
(講師と塾生との意見交換の様子)



エコアクションを  
はじめよう! つづけよう! つなげよう!

<http://aichi-eco.com>





# 愛知県環境部の新年度主要事業

## 環境部の重点施策と予算

平成 29 年度は、次に掲げる重点施策を中心に、様々な取組の積極的な展開を図ります。

### ○ 「環境首都あいち」を支える人づくりの推進 31,077 千円

「環境首都あいち」の実現に向け、未就学児童から大学生まで、各年代に応じた環境学習事業を推進します。

未就学児童を対象に、インタープリターによる自然体験を通じた環境学習を実施するとともに、自然体験を提供できる指導者を育成します。

小中学生を対象に、「環境学習講座」や「<sup>まなびや</sup>もりの学舎キッズクラブ」といった体験型講座などを引き続き実施します。

新年度は新たに高校生を対象に、大学等と連携して環境問題に関する調査・研究を行い、その成果をプログラムにまとめて普及する取組を実施します。

大学生については、平成27年度に設立した「かがやけ☆あいちサスティナ研究所」の取組として、企業と連携して、次世代の担い手となる環境リーダーの養成を行います。

### ○ 地球温暖化対策の推進 430,964 千円

現行の「あいち地球温暖化防止戦略2020」を推進するとともに、新たな戦略である「あいち低炭素社会づくり戦略（仮称）」を策定します。

県自らが率先して省エネ化及び温室効果ガスの排出量削減を図るため、県有施設の2施設を対象に蛍光灯をLED照明に切り替えます。

また、住宅用地球温暖化対策設備の普及促進のため、市町村と連携して引き続き補助を実施します。

次に、電気自動車（EV）、プラグインハイブリッド自動車（PHV）、燃料電池自動車（FCV）を始めとする次世代自動車の普及促進に向け、中小企業等の事業者に対する導入経費の補助を実施します。

また、県内の再生可能エネルギーから低炭素水素

を製造・利用する「あいち低炭素水素サプライチェーン」の事業化を、企業や自治体等と連携して推進します。

### ○ 三河湾の環境再生 11,377 千円

「三河湾環境再生プロジェクト」として、三河湾の環境再生に向けた取組を進めます。

三河湾大感謝祭、三河湾環境学習会、集客施設等における PR 活動などを、「三河湾環境再生パートナーシップ・クラブ」と連携・協働して行うとともに、干潟の生きもの観察に加え、干潟の保全体験を盛り込んだ三河湾環境再生体験会を開催します。

また、三河湾の水質浄化の取組を推進する市町村、NPO 等の環境活動への支援を行います。

### ○ あいち生物多様性戦略 2020 の推進 35,533 千円

「愛知目標」の達成に向けた本県の行動計画「あいち生物多様性戦略 2020」に基づき、多様な主体が協働しながら生態系ネットワークの形成を図る「あいち方式」を推進します。

昨年発足した「愛知目標達成に向けた国際先進広域自治体連合」でウェブ会議等により議論を行うとともに、生物多様性保全に取り組む国際的な連携組織の会合へ参加するなど、愛知目標達成に向けた国際的な協働を進めます。

また、東三河の自然の保全再生を推進するため自然の魅力を発信する人材を育成するとともに、そうした人材と地域の多様な主体との連携を促進します。

### ○ あいち地域循環圏形成プランの推進 327,306 千円

平成 28 年度に策定した「あいち地域循環圏形成プラン」に基づき、産学行政の協働拠点である「あいち資源循環推進センター」を核として、循環ビジネスの創出・発掘・事業化等への支援を行うとともに、地域のポテンシャルを生かした新たな資源循環モデルの創出に取り組みます。

環境政策課 予算・経理グループ  
電話 052-954-6239（ダイヤルイン）

## 環境政策課の主要事業

### 1 第4次環境基本計画の推進

愛知県環境基本条例第9条に基づき、環境の保全に関する施策の総合的かつ計画的な推進を図るため、環境基本計画を策定しています。

平成26年5月に策定した「第4次愛知県環境基本計画」の目標である「県民みんなで未来へつなぐ『環境首都あいち』」の実現に向け、「安全・安心の確保」「社会の低炭素化」「自然との共生」「資源循環」の4つの分野ごとに具体的な取組を進めるとともに、総合的な施策推進のため、持続可能な未来のあいちの担い手育成「人づくり」を推進します。

### 2 持続可能な未来のあいちの担い手育成事業

未来の環境活動の担い手となる大学生を対象とする環境面での人材育成プログラム「かがやけ☆あいちサステイナ研究所」により、企業・大学・NPO・自治体等の多様な主体が連携し、地域全体で「環境首都あいち」を支える「人づくり」を推進します。

この研究所は、大学生40名が、先進的な環境取組を実施する10社のパートナー企業から提示された環境課題に対し、現場調査や企業担当者とのディスカッションを経て、解決策を提案するもので、その成果を広く発信していきます。



「かがやけ☆あいちサステイナ研究所」の仕組み

### 3 環境白書の作成

環境基本条例第7条に基づき、県の環境の状況及び環境の保全の施策について県議会に報告するため環境白書を作成します。また、市町村、県内公立図書館、大学、高校等への無償配付や愛知県県民相談・情報センターでの有償頒布により、県民に広く周知していきます。

### 4 公害審査会

公害に係る民事上の紛争について、公正・中立な立場であつせん、調停等を行うため、弁護士、学識者で構成する愛知県公害審査会において、公害紛争の迅速かつ適正な処理にあたります。

### 5 公害健康被害者の救済

公害健康被害の補償等に関する法律に基づき認定されている公害健康被害者に対して、療養の給付及び療養費、障害補償費等の6種類の補償給付を行うとともに、転地療養などの公害保健福祉事業を実施します。

### 6 公害防除施設整備等の促進

中小企業者が県の融資制度を利用して、公害防除設備の設置や工場の移転をした際に、返済に係る支払利子額の60%を補給しています。これにより、中小企業者の返済負担を減らし、公害防除設備の整備を促進します。

### 7 環境調査センターの建替え

老朽化した環境調査センターについて、PFI方式による整備を進めています。新施設は、「環境首都あいちにふさわしい全国モデルとなる新エネ・省エネ施設」とし、今年度は、建設工事に着手します。

また、新施設を県民に親しまれる施設とするため、本県の環境行政の状況や最先端の新エネ・省エネ施設を分かりやすく紹介するための展示や、新施設で実施する環境学習のあり方について、検討を行います。



新施設のイメージ図

環境政策課 企画・広報グループ  
電話 052-954-6207 (ダイヤルイン)

## 環境活動推進課の主要事業

### 1 環境配慮行動の推進

愛知県は、県自らの事務事業における環境負荷の低減を進めるため、本県独自の環境マネジメントシステムを適切に運用し、「愛知県庁の環境保全のための行動計画（あいちエコスタンダード）」に基づく省エネ・省資源の取組や、環境に配慮した物品・サービスの購入（グリーン購入）などを推進します。

また、グリーン購入の普及と定着を図るため、行政と事業者が協働して啓発キャンペーンを実施し、消費者に対してPRします。

### 2 あいち森と緑づくり環境活動・学習推進事業

「あいち森と緑づくり税」を活用して、市町村やNPO等が自発的に行う森や緑の保全活動や環境学習の実施に必要な経費を支援します。

また、環境活動の実施に必要な知識やノウハウを身に付けるための講習会を実施します。

### 3 環境学習の推進

「愛知県環境学習等行動計画」（平成25年2月策定）に基づき、「あいち環境学習プラザ」（東大手庁舎内）や「もりの<sup>まなびや</sup>学舎」（愛・地球博記念公園内）を拠点として環境学習事業を実施します。なお、この行動計画は計画期間が平成29年度までであることから、行動計画の改定に向けた検討を行います。

#### (1) あいち環境学習プラザにおける取組

県民を対象にした講座（大気や水のよごれを調べる実験等）を実施するとともに、環境学習コーディネーターが講師、教材等についての紹介・調整などを実施します。

#### (2) もりの学舎における取組

インタープリターによる自然体感プログラムを来館者向けに実施するほか、未就学児童向けの「もりの学舎ようちえん」、小学生向けの「もりの学舎キッズクラブ」等の環境学習事業を実施します。

#### (3) 高校生向け環境学習の推進

高校生が、大学やNPO等と連携して環境問題に関する調査・研究を行い、その結果を基に同世代向けの環境学習プログラムを作成し、そのプログラムを活用・普及させる環境学習事業を新たに実施します。

### (4) その他

NPO・事業者等を対象に、学校との連携による効果的な環境教育を行うための研修を新たに実施します。

### 5 あいちエコアクションの推進

県民の皆さんに、省エネ・省資源などの環境負荷を減らすエコアクションを促進するため、6月下旬から2月下旬にかけて、愛知県環境学習施設等連絡協議会（AELネット）<sup>あえる</sup>による環境学習スタンプラリーを実施するとともに、11月頃に県民参加型のイベントを開催します。

### 6 環境影響評価制度の推進

環境に著しい影響を及ぼすおそれのある大規模事業については、環境影響評価制度により、事業者に対し事前の環境配慮を求めています。

引き続き環境影響評価制度の適切な運用に努めます。

### 7 化学物質に係る環境リスク対策の推進

「特定化学物質の環境への排出量の把握等及び管理の改善の促進に関する法律」及び「県民の生活環境の保全等に関する条例」に基づき、化学物質の排出量、移動量及び取扱量を集計し、その結果を公表します。

また、県民の化学物質への理解を深め、事業者の取組の促進を図るため、化学物質に関するセミナーの開催やWebページでの情報発信等様々な普及啓発を行います。

### 8 ダイオキシン類対策の実施

ダイオキシン類対策特別措置法に基づき、規制対象事業所に対する立入検査を行い、排出基準の遵守等の指導を行うとともに、大気、公共用水域（河川・海域等）、地下水及び土壌の環境調査を行い、その結果を公表します。

### 9 環境放射能測定の実施

県環境調査センターを始め県内5か所に設置したモニタリングポストで大気環境中の放射線量率の測定を行います。また、県環境調査センターに設置したゲルマニウム半導体検出器を用いて、海水などに含まれる放射能濃度を測定します。

これらの測定結果は、Webページ等で速やかに公表します。

（環境活動推進課 調整・環境配慮行動グループ）  
電話 052-954-6241(ダイヤル)

## 大気環境課の主要事業

地球温暖化対策室を含む

### 1 大気汚染物質対策

大気汚染防止法や県民の生活環境の保全等に関する条例等に基づき、大気汚染の原因となっている工場・事業場からのばい煙や粉じんの排出抑制、揮発性有機化合物（VOC）の排出規制、有害大気汚染物質の対策等を行います。

また、規制対象となるアスベスト使用建築物の解体等作業場の立入検査を行い、作業基準の遵守状況を確認するなど、アスベスト粉じんの飛散防止の徹底を図ります。

### 2 大気汚染の常時監視

大気汚染防止法に基づき、微小粒子状物質（PM<sub>2.5</sub>）、二酸化窒素、浮遊粒子状物質、光化学オキシダント等の大気汚染物質の常時監視を行います。その結果は、名古屋市、豊橋市、岡崎市及び豊田市の結果とともに、毎時の測定値を Web ページで情報提供していきます。

また、大気環境は、気象条件その他の影響で急激に悪化し、その汚染は人の健康に影響を与えるおそれがあります。そのため、汚染の程度により、光化学スモッグ注意報やPM<sub>2.5</sub>に係る注意喚起情報などを発令して、その状況を住民にお知らせし、屋外での活動を控えていただくなどの対応を呼びかけます。

さらに、PM<sub>2.5</sub>の成分分析や有害大気汚染物質のうち健康リスクがある程度高いと考えられるベンゼン等 21 物質のモニタリングを引き続き実施していきます。

### 3 騒音・振動・悪臭対策

騒音、振動及び悪臭について市町村が行う事業者への規制指導を支援していきます。

### 4 地球環境対策

#### (1) 地球温暖化対策

##### 7 県民向けの補助・啓発事業

市町村と協調して、住宅用太陽光発電施設、家庭用エネルギー管理システム（HEMS）、燃料電池、蓄電池及び電気自動車等充給電設備の設置に対し補助を行います。また、県民の皆さんへの啓発活動として、小学校中学年・高学年及び一般向け「ストップ温暖

化教室」や「緑のカーテンコンテスト」等を行います。

#### イ 事業活動に伴う排出対策

県有施設の省エネ化及び温室効果ガスの排出削減を図るため、自治センター及び西三河総合庁舎の蛍光灯をLED照明に切り替えます。さらに、中小企業等を対象とした省エネアドバイスを行います。

#### ウ 「あいち地球温暖化防止戦略2020」の見直し

政府は昨年5月に閣議決定した地球温暖化対策計画において2030年度までの新たな温室効果ガス削減目標を示しており、これを受けて本県としても、「あいち地球温暖化防止戦略2020」に代わる新たな戦略を策定します。

#### (2) オゾン層保護対策

フロン排出抑制法に基づき、業務用冷凍空調機器の管理者やフロン類を充填・回収する事業者に対し、立入検査の実施や基準の遵守等を指導することで、フロン類の大気中への排出抑制を図り、オゾン層保護対策や地球温暖化対策を推進していきます。

### 5 自動車環境対策

「あいち自動車環境戦略2020」に基づき、以下の施策等、総合的な自動車環境対策を推進します。

#### (1) 次世代自動車の普及促進

電気自動車（EV）、プラグインハイブリッド自動車（PHV）、燃料電池自動車（FCV）を始めとする次世代自動車の普及に向けて、これらを導入する中小企業等の事業者に対する補助や、公用車への率先導入を行います。また、EV、PHV及びFCVに対する自動車税の課税免除を引き続き実施します。

#### (2) 充電インフラの整備促進

EV・PHVの普及を促進するため、「あいちEV・PHV普及ネットワーク」の参加者と協働して、引き続き充電インフラの整備を促進します。

### 6 低炭素水素サプライチェーンの事業化推進

廃棄物由来の再生可能エネルギーなどを既設の電力網・ガス導管で託送し、利用場所の近傍で水素を製造・供給する「あいち低炭素水素サプライチェーン」について、企業、自治体等と連携して事業化を推進します。

大気環境課 調整・生活環境グループ  
電話 052-954-6214（ダイヤルイン）

## 水地盤環境課の主要事業

### 1 三河湾環境再生プロジェクト

愛知県は、三河湾の環境再生に向けた取組の機運を高めるため、「三河湾環境再生プロジェクト-よみがえれ！生きものの里“三河湾”-」を引き続き推進します。

具体的には、三河湾環境再生パートナーシップ・クラブと連携・協働し、三河湾大感謝祭、三河湾環境学習会などを実施するとともに、市町村・NPO等が行う環境活動への支援などを継続します。

また、三河湾大感謝祭では上流域との交流・連携をテーマにして開催するなど、三河湾の環境再生に向けた連携の輪を広げ、取組のさらなる充実を図ります。

### 2 健全な水循環再生の推進

都市化の進展や手入れの行き届かない森林の増加などにより、地盤の雨水浸透機能や地下水の涵養機能が低下するなど自然本来の水循環が変化し、河川流量の減少、水質汚濁、生物の生息空間の減少等の問題が生じています。

このため、「人と水との豊かなかかわりの回復・創造」を目標に掲げ、県民、事業者、民間団体、行政が連携・協働して、健全な水循環の再生に向けた取組を進めます。

### 3 公共用水域及び地下水の常時監視の実施

水質汚濁防止法に基づき作成した水質測定計画により、公共用水域(河川・湖沼・海域)及び地下水の常時監視を引き続き実施します。

公共用水域では、本県、国土交通省、政令市の計8機関が県内146地点で実施します。このうち本県は河川44地点、湖沼2地点、海域32地点の計78地点で実施し、環境基準の達成状況など水質汚濁の実態を把握します。

地下水の常時監視は8機関が計282地点で実施します。このうち県は124地点で実施し、環境基準の達成状況等、地下水質の状況を把握します。また、汚染が判明した場合は周辺調査を実施し、汚染原因や汚染範囲の把握に努めます。

### 4 水質・土壌・地下水汚染対策の実施

水質汚濁対策については、水質汚濁防止法に基づき工場・事業場に対し排出水等の規制・指導を実施します。また、土壌・地下水汚染対策については、土壌汚染対策法、県民の生活環境の保全等に関する条例及び水質汚濁防止法の地下水汚染未然防止規定に基づき、工場・事業場等に対し、有害物質の地下への浸透防止及び適正な土壌汚染状況調査の実施等の指導を実施します。

### 5 生活排水対策の推進

#### (1) 浄化槽の設置促進、維持管理

し尿を含む生活排水を処理する合併処理浄化槽の設置促進のため、市町村の補助事業に対する支援を実施します。

浄化槽管理者等に対し、法定検査の受検など適正な維持管理の指導・啓発を行います。

#### (2) 県内唯一の天然湖沼「油ヶ淵」での取組

油ヶ淵に流入する汚濁負荷量の約72%は生活排水で占められているため、県と周辺4市(碧南市、安城市、西尾市及び高浜市)で構成する「油ヶ淵水質浄化促進協議会」により水環境改善事業を推進します。

#### (3) 啓発活動の実施

調理くずの適正な処理などの生活排水対策実践活動の普及・定着を図るために啓発活動を行うとともに、子どもたちを対象とした水質パトロール隊事業を実施します。

### 6 地盤沈下対策の推進

地盤沈下は地下水の過剰な揚水によって発生し、一旦発生するとほとんど元に戻らない現象です。地盤沈下の進行は、高潮・洪水などの自然災害の危険性を高めます。このため、地下水揚水規制や地下水利用者への節水などの働きかけ等の防止対策を実施するとともに、水準測量による地盤沈下の調査や県内31か所の地盤沈下観測所における地下水位常時観測等の監視を実施します。

水地盤環境課 調整・生活排水グループ  
電話 052-954-6219 (ダイヤルイン)

## 自然環境課の主要事業

### 1 あいち生物多様性戦略 2020 の推進

平成 22 年に愛知県で開催された生物多様性条約第 10 回締約国会議(COP10)で、2020 年までの世界目標として「愛知目標」が採択されたことを受け、県では平成 25 年 3 月、「あいち生物多様性戦略 2020」を策定しました。この戦略の基本目標「人と自然が共生するあいち」の実現に向け、次のような取組を展開します。

### 2 「あいち方式」の推進

多様な主体の連携により、開発等によって分断された自然を緑地や水辺でつなぎ、地域本来の生態系を保全・再生する「生態系ネットワークの形成」を推進するため、県内 9 地域で設立した協議会により、県全域で取組を展開するとともに、協議会相互の交流を促進し、優れた取組成果を共有化することで、活動の活性化を図ります。

また、「あいち森と緑づくり税」を活用した交付金により生態系ネットワーク形成の取組を支援します。

さらに、開発等による自然への影響を回避、最小化し、その後に残る影響を開発区域内外で代償する「あいちミティゲーション」を推進し、生態系ネットワーク形成と組み合わせた本県独自の取組である「あいち方式」を推進します。

### 3 国連生物多様性の 10 年関連事業の実施

「国連生物多様性の 10 年」(2011~2020 年)にあたり、「生物多様性自治体ネットワーク」の幹事自治体として全国の自治体の取組向上に貢献するとともに、県内市町村での生物多様性地域戦略策定を促進するため、アドバイザー派遣による支援を行います。

### 4 愛知目標達成に向けた国際先進広域自治体連合協働事業の実施

本県が世界の先進自治体に呼びかけ、昨年 8 月に「愛知目標達成に向けた国際先進広域自治体連合」を立ち上げました。この連合が、昨年 12 月にメキシコ・カンクンで開催された COP13 で発表した共同声明を踏まえ、ウェブ会議等による連合メンバーとの議論や、国際的な連携組織の会合への参加など、生物多様性に係る国際連携の取組を推進します。

### 5 東三河地域における自然再生の推進

豊かな自然環境を有する東三河地域において、自然の魅力を発信する人材を育成し、その人材を活用したイベント等を開催することにより、自然環境の保全・再生の取組を一層推進します。

### 6 自然公園の保護と利用

自然公園法及び愛知県立自然公園条例に基づき、県内の自然公園の保護を図るため、工作物の設置等の各種行為を適切に規制するとともに、自然公園の適正な利用増進に努めます。また、社会情勢等の変化に応じて、順次、自然公園の区域等の見直しを進めます。さらに、東海自然歩道や県営の自然公園施設を県民の皆さんが安全で快適に利用できるよう管理運営を行うとともに、伊良湖休暇村公園においては、引き続き「自然の再生」をテーマとした再整備を実施します。

### 7 自然環境保全地域の保全

自然環境の保全及び緑化の推進に関する条例に基づき、自然公園区域外に残されている優れた天然林、動植物の生息生育地等の貴重な自然環境を有する自然環境保全地域の保全を図ります。

### 8 希少野生動植物の保護

自然環境の保全及び緑化の推進に関する条例に基づき指定した希少野生動植物種及びその生息地等保護区の規制・監視やその他の絶滅危惧種の生息生育地の保全等を進めるとともに、県民への普及啓発を行います。

### 9 外来種(移入種)対策

自然環境の保全及び緑化の推進に関する条例に基づき、本県の生態系に支障を及ぼすおそれがある外来種(移入種、人為的に移入された動植物種)について普及啓発を行い、地域の駆除活動を促します。

### 10 鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化

鳥獣の保護及び管理を図るため、鳥獣保護区の指定、野生鳥獣の保護及び管理に関する普及啓発事業などを実施するとともに、狩猟の適正化を図るため、狩猟免許、狩猟等に関する指導・取締りなど、狩猟行政に係る事務を行います。

〔 自然環境課 調整・施設・自然公園グループ  
電話 052-954-6227 (ダイヤルイン) 〕

## 資源循環推進課の主要事業

廃棄物監視指導室を含む

### 1 廃棄物処理計画の推進（本紙 12 ページ参照）

廃棄物処理計画に掲げた廃棄物の減量化や再資源化の目標の達成に向け、3Rの促進などこれまでの取組を継承・発展させていくとともに、非常災害時における処理体制の構築や地域循環圏づくりの推進など各種の取組を進めます。

### 2 地域循環圏づくりの推進（本紙 13 ページ参照）

「あいち地域循環圏形成プラン」に基づき、産学行政の連携拠点として設置している「あいち資源循環推進センター」を核として、モノづくり産業を始め本県の多様なポテンシャルを生かし、多様な主体と連携して地域循環圏づくりを推進します。

#### (1) 資源循環モデルの新展開

バイオマス資源の活用等により、広域的な循環の環を先導する新たな資源循環モデルの具体化に向けた調査検討を進めます。

#### (2) 循環ビジネスの振興支援

「循環ビジネス創出コーディネーター」による企業の3R支援や、ビジネス発表・ビジネスマッチングの場を提供する「循環ビジネス創出会議の開催」、先導的・効果的な「リサイクル施設の整備等に対する補助」、3Rに関する優れた事業等を表彰する「愛知環境賞」、中小企業のリサイクル製品・技術の宣伝普及に資する「大型展示会の出展支援」などを行い、循環ビジネスの振興を図ります。

#### (3) 人づくりと情報発信の強化

持続可能な社会づくりのリーダーを育成する「あいち環境塾」を実施するとともに、Webによる卒業生の情報発信や、資源循環推進センター併設の情報コーナーのリニューアルを行います。

### 3 3Rの推進

#### (1) 一般廃棄物の減量化・再資源化の推進

消費者団体、事業者団体、市町村等で構成する「ごみゼロ社会推進あいち県民会議」において、連携して3Rの普及・啓発を行います。

#### (2) 各種リサイクル法等の推進

小型家電リサイクル法、容器包装リサイクル法、自動車リサイクル法等に基づく取組を促進するため、普及・啓発や、指導・監視等を行います。

### 4 廃棄物の適正処理の推進

#### (1) 一般廃棄物

##### ア 一般廃棄物処理施設の指導

市町村の一般廃棄物処理施設の適正かつ効率的な整備、維持管理のための技術的援助等を行います。

##### イ 災害廃棄物処理計画の推進

平成 28 年 10 月に策定した「愛知県災害廃棄物処理計画」に基づき、実効性ある処理体制を構築するため、市町村の計画策定支援や訓練を実施します。

#### (2) 産業廃棄物

##### ア 規制指導

産業廃棄物処理業及び処理施設の許可に当たり厳正な審査を行うとともに、産業廃棄物の処理が適正に行われるよう、廃棄物処理法、廃棄物の適正な処理の促進に関する条例等に基づき、排出事業者及び産業廃棄物処理業者に対し立入検査を実施し、指導・監視を行います。

##### イ 不法投棄対策

産業廃棄物の不法投棄、野焼き等の不適正処理を防止するため、法令による立入検査や民間業者によるパトロールに加え、防災ヘリコプターやドローンにより、上空からの監視を強化します。

##### ウ 事業者指導

産業廃棄物管理票（マニフェスト）による廃棄物の移動管理の透明性の向上を目的とした、電子マニフェストの普及を促進します。

また、産業廃棄物の不適正処理を防止するため、「再生資源の適正な活用に関する要綱」に基づき、産業廃棄物や副産物を原材料として製造された再生品等の環境安全性を確認します。

##### エ 産業廃棄物処理業者の優良化推進

排出事業者が優良な産業廃棄物処理業者を選択できるよう講習会等により優良業者の育成を推進します。

#### (3) PCB 廃棄物

「愛知県ポリ塩化ビフェニル廃棄物処理計画」（平成 27 年 6 月改訂）に基づき、PCB 廃棄物の確実かつ適正な処理を計画的に推進します。

資源循環推進課 調整・広域処分グループ  
電話 052-954-6231（ダイヤルイン）

## まなびや 「もりの学舎キッズクラブ」のメンバーを募集します

愛知県では、愛・地球博記念公園(モリコロパーク)にある環境学習施設「もりの学舎」などで、自然体験や施設見学を通じて、子どもたちに自然や環境の大切さを学んでいただく「もりの学舎キッズクラブ」を運営しています。

平成29年度は「森や自然のよさを考える」をテーマに、企業等の協賛を得て、もりの学舎等で自然体験や環境学習を実施します。

現在、メンバーを募集中ですので、是非お申込みください。

### 1 対象及び定員

愛知県内に在住の小学生100名

### 2 会員期間

入会の日から平成30年3月18日(日)まで



森で木の実探し  
(昨年度の様子)

### 3 参加費

無料(交通費、昼食等は自己負担)

### 4 募集期間

定員に達するまで

※先着順ですのでお早めにお申込みください。

### 5 申込方法

申込用紙に必要事項を記載の上、持参、郵送、FAX又はEメールのいずれかによりお申込みください。

### 6 申込先・問合せ先

もりの学舎 電話 0561-61-2315

実施日時や場所、申込方法の詳細等は、Webページをご覧ください。

(<http://www.pref.aichi.jp/soshiki/kankyokatsudo/h29kids-club.html>)

環境活動推進課 環境学習グループ  
電話 052-954-6208 (ダイヤルイン)

## まなびや 「もりの学舎ようちえん」の参加者を募集します

愛知県では、インタープリター(森の案内人)が「もりの学舎」で四季を通じた自然体感プログラムを行う「もりの学舎ようちえん」を平成28年度から実施しています。

平成29年度は「自然を楽しむはじめての一步」をテーマに、虫捕り、森の恵みを食べる体験、焚き火など、その季節ならではの自然体験を親子一緒に満喫できるプログラムを実施します。

幼児期に自然を体感することは、環境のことを考え、行動する「人づくり」につながります。

現在、参加者を募集中ですので、是非お申込みください。

### 1 対象及び定員

愛知県内に在住の未就学児童(平成29年4月1日時点で4歳以上)とその保護者20組



落葉でそり遊び  
(昨年度の様子)

### 2 実施期間

5月から平成30年3月の間(全6回)

### 3 参加費

無料(交通費、昼食等は自己負担)

### 4 募集期間

4月14日(金)まで(必着)

※参加者多数の場合は抽選

### 5 申込方法

申込用紙に必要事項を記載の上、持参、郵送、FAX又はEメールのいずれかによりお申込みください。

### 6 申込先・問合せ先

もりの学舎 電話 0561-61-2315

実施日時や場所、申込方法の詳細等は、Webページをご覧ください。

(<http://www.pref.aichi.jp/soshiki/kankyokatsudo/h29moriyou.html>)

環境活動推進課 環境学習グループ  
電話 052-954-6208 (ダイヤルイン)

## 流域モニタリング一斉調査を実施します

愛知県は、河川やため池など身近な水辺を調べることで水循環に関心を持っていただくため、今年度も県民の皆さんを対象に県内全域で「流域モニタリング一斉調査」を実施します。

この調査は、参加者の五感により水の色やにおいなどを評価するもので、どなたでも簡単に実施することができますので、是非ご参加ください。

### 1 調査の概要

流域モニタリング一斉調査は、「水のきれいさ」「水の量」「生態系」及び「水辺のようす」の4つの視点から行います。

### 2 対象

どなたでも参加できます（小学生以下の方は保護者の方と一緒に参加してください。）。

### 3 調査場所

県内の身近な水辺（川やため池、湖、海辺など）

### 4 調査期間

6月5日（月）（環境の日）から9月末まで

### 5 申込方法

参加申込書に必要事項を記入の上、お住まいの市町村の環境保全担当課まで提出してください。

※ 調査マニュアル及び参加申込書は次のウェブサイトよりダウンロードしてください。

(<http://www.pref.aichi.jp/kankyo/soshiki/mizu/h29monitoring.html>)

### 6 その他

個人参加の方については、ボランティア活動保険に加入します（保険加入費用は県が負担します。）。

〔 水地盤環境課 調査・計画グループ  
電話 052-954-6221（ダイヤルイン） 〕

## 「平成29年度あいち環境塾」の塾生を募集します ～ 開講から10年目を迎えます～

愛知県は、今年度も（公財）名古屋産業科学研究所と共同で、持続可能な社会づくりに向けた人材養成塾「あいち環境塾」を開講します。

講師には、エネルギー問題、資源循環、生物多様性など環境に関連する各分野の専門家をお迎えします。平成20年度の開講から今年度で10年を迎え、今までに198名が卒塾され、企業、NPO、行政などの各分野で活躍されています。

塾生の募集定員は20名です。皆さんのご応募をお待ちしています。

### 1 内容

講義、講師との意見交換、政策や事業モデルの提言に向けたチームディスカッション等

### 2 開催日

6月17日（土）～11月18日（土）の内12日間

### 3 対象者

県内の企業、団体、大学、行政機関等に所属する方など（概ね60歳までの方）

### 4 参加費

5万円

### 5 申込方法

5月17日（水）までに、下記Webページから直接お申込みいただくか、入塾申込書に記入の上、郵送、FAX又はEメールで、お申し込みください。

### 6 申込先・問合せ先

（公財）名古屋産業科学研究所

〒460-0008 名古屋市中区栄二丁目10-19

名古屋商工会議所ビル 8階

URL：<http://www.nisri.jp/chc/gathering.html>

電話：052-223-6639

FAX：052-211-6224

Eメール：[chc@nisri.jp](mailto:chc@nisri.jp)

〔 資源循環推進課 循環グループ  
電話 052-954-6233（ダイヤルイン） 〕

# 「環境教育 協働授業づくりハンドブック」を発行しました

愛知県では、学校での環境教育において事業者・NPO等との連携・協働を促進するための手引きとして、「環境教育 協働授業づくりハンドブック」を作成しました。教員・保育者向けと事業者・NPO・高等教育機関・行政等向けの2分冊となっています。

## 1 内容

このハンドブックでは、実際に社会の課題解決に取り組む事業者・NPO等の皆さんが、専門的な知識や技術等を生かして学校と授業を一緒につくり上げるにより、子どもたちが学んだことを生活や社会に結びつけて行動できるようになることを、事例を通して分かりやすく紹介しています。

### <主な内容>

#### ○環境教育 協働授業づくりハンドブック

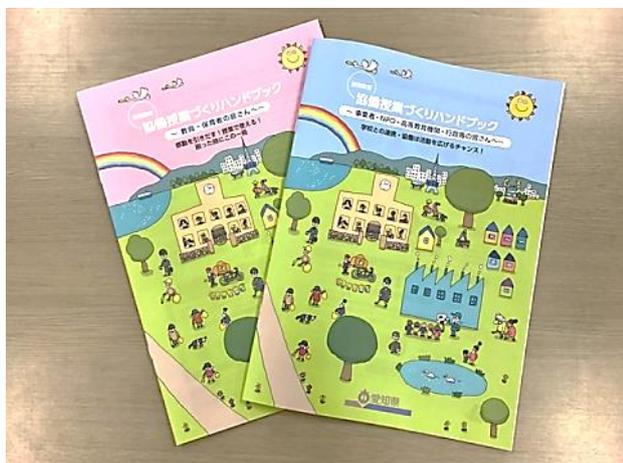
～教員・保育者の皆さんへ～

- ・手軽に依頼できる講師・プログラムの紹介
- ・児童・生徒の深い学びにつながった事例の紹介
- ・協働で授業をつくり上げる際の留意点等をまとめたチェックシートの掲載

#### ○環境教育 協働授業づくりハンドブック

～事業者・NPO・高等教育機関・行政等の皆さんへ～

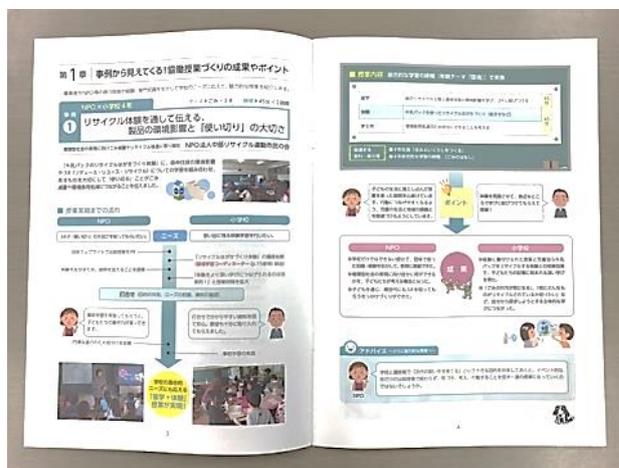
- ・事業者・NPO等の強みを生かすことにより、児童・生徒の深い学びにつながった授業の事例における成果やポイントの紹介
- ・事業者・NPO等が、協働授業づくりに踏み出せるようサポートするワークシートの掲載



環境教育 協働授業づくりハンドブック

## 2 作成の経緯

このハンドブックは、愛知県環境学習等行動計画（平成25年2月策定）に示す「協働取組のガイドライン」として作成したものです。県内の連携・協働事例を対象にヒアリング調査を行い、平成28年2月から12月にかけて愛知県環境教育等推進協議会（県民、事業者、NPO、学識経験者、学校教育関係者、社会教育関係者、行政機関で構成）で検討して取りまとめました。



協働授業づくりの事例紹介ページ

県では、このハンドブックを活用して、平成29年度に事業者・NPO等を対象に効果的な環境教育を行うための研修を実施する予定であり、今後とも「環境面で持続可能な社会を支える人づくり」に向け、連携・協働の推進に取り組んでいきます。

ハンドブックは、環境活動推進課及びあいち環境学習プラザで配布しているほか、以下の「環境教育 あいち協働授業づくり」Web ページからもご覧いただけます。

(<http://www.pref.aichi.jp/soshiki/kankyokatsudo/env-edu-collaboration.html>)

〔環境活動推進課 環境学習グループ  
電話 052-954-6208 (ダイヤルイン)〕

# 愛知県廃棄物処理計画（平成29～33年度）を策定しました

## 1 現状と課題

愛知県では、産業廃棄物の適正処理の確保や廃棄物の減量化、資源化の推進を図るため、昭和48年に第一次の「愛知県産業廃棄物処理計画」を策定して以来、9次にわたり計画を策定し（平成12年度の廃棄物処理法改正により一般廃棄物を対象に追加）、施策を推進してきました。

前計画（計画期間：平成24～28年度）においては、循環型社会の形成を目指し、3Rの促進を始め、ものづくりの県である産業技術の集積を生かした循環ビジネスの促進などの施策を進めた結果、一般廃棄物、産業廃棄物とも排出量や最終処分量の削減など一定の成果をあげることができました。

一方、こうした状況の中で、①一般廃棄物の再生利用率の下降、②食品廃棄物の不正転売事件の発生など新たな課題も浮上してきています。

## 2 策定の趣旨

こうした今日的な課題を踏まえつつ、できる限り廃棄物の発生を抑制する、排出された廃棄物は再使用、再生利用、熱回収の順にできる限り循環的な利

用を行う、最終的に廃棄物となるものは適正に処理する、という基本認識は堅持しながら、循環型社会の形成を目指し、平成29年3月に、新たな「愛知県廃棄物処理計画」（計画期間：平成29～33年度）を策定しました。

## 3 施策の展開

廃棄物に関する課題への対応や減量化目標の達成に向け、以下のような施策を推進していきます。

①3Rの促進、②適正処理と監視指導の徹底、③廃棄物処理施設の整備の促進、④非常災害時における処理体制の構築、⑤地域循環圏づくりの推進

## 4 計画の推進

本計画を円滑に推進していくため、県民、事業者、行政等の関係者が適切な役割分担のもと、積極的な取組を実施することが重要であり、県としてはそれぞれの関係主体に、自らの責務・役割を認識してもらい、相互の連携体制の強化に資する取組に努めるとともに、目標達成状況を把握し、計画の着実な推進に努めていきます。

### ■廃棄物の減量化目標

	一般廃棄物	産業廃棄物
排出量	平成26年度に対し、約6%削減	平成26年度に対し、増加を約3%に抑制
再生利用率	平成26年度の約22%から約23%に増加	平成26年度の約70%から約74%に増加
最終処分量	平成26年度に対し、約7%削減	平成26年度に対し、約7%削減
その他	一人一日当たりの家庭系ごみ排出量を500グラムとする	—

#### ◆「一人一日当たりの家庭系ごみ排出量 500グラム」

県民一人ひとりのごみの減量の意識を高め、エコアクションの実践を促すため、新たな目標として、「一人一日当たりの家庭系ごみ排出量 500グラム」を設定しました。

この目標を達成するためには、一人一日当たり40gの削減が必要となります。

※40gは、世帯食の一人一日当たりの食品ロス量（平成26年度 農林水産省）に相当します。

※40gの目安としては、新聞見開き2枚、大きめのイチゴ1個分に相当します。

注）一人一日当たりの家庭系ごみ排出量：一般廃棄物の一年間の総排出量から、事業系ごみ及び集回回収量、生活系資源ごみを差し引いて、一人一日当たりに換算したもの

（ 資源循環推進課 調整・広域処分グループ  
電話 052-954-6232（ダイヤルイン） ）

# あいち地域循環圏形成プランを策定しました

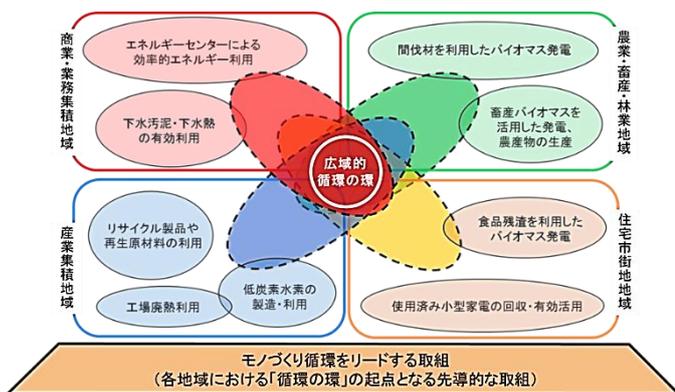
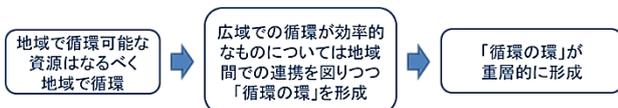
## 1 策定の趣旨

愛知県では、未利用資源・未利用エネルギーの地域内循環を目指した「あいちゼロエミッション・コミュニティ構想」（平成 18 年度策定）の理念を継承するとともに、平成 28 年度に目標年次を迎える「新・あいちエコタウンプラン」（平成 24 年度策定）に代わる新たな計画として、平成 29 年 3 月に、「あいち地域循環圏形成プラン」を策定しました（計画期間：平成 29～33 年度）。

## 2 将来ビジョン

本県は、自動車産業を中心とした厚い産業集積や、全国有数の農業基盤、豊かな森林資源を有するなど、全国的に見ても非常に高い資源循環ポテンシャルを持っています。

こうした地域ポテンシャルを十分に生かし、これまで培ってきた資源循環の取組を加速・発展させ、県内各地域で「循環の環」が重層的に形成された「地域循環圏」の実現を目指します。



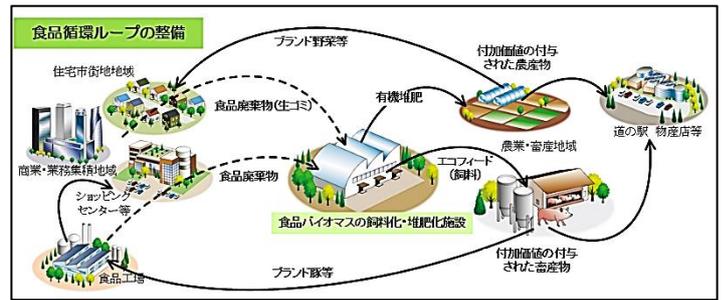
## 3 施策の柱と主な取組

### (1) 資源循環モデルの新展開

高度なリサイクル事業などモノづくり循環をリードする取組を促進するとともに、広域的な地域循環圏づくりを先導する循環モデルの展開を推進します。

#### 【新たな広域循環モデル例】

「地産地消の推進と一体となった食品循環ループの整備」



### (2) 循環ビジネスの振興支援

「あいち資源循環推進センター」を拠点に、地域循環圏構築の核となる先導的な循環ビジネスを生み出し、事業継続に向けた支援を実施します。



【あいち資源循環推進センター】

平成 18 年 5 月、産学行政の協働拠点として県庁西庁舎 1 階に開設。環境技術や循環ビジネスについて豊富な知識と経験を持つコーディネーターを配置し、循環ビジネスの事業化相談や各種支援制度の周知など企業の取組をサポート。

### (3) 人づくりと情報発信の強化

職場や地域においてリーダーとなる人材の育成や最新の循環ビジネス等に関する情報提供・発信等を強化します。



持続可能な社会づくりのリーダーを育成する「あいち環境塾」

### (4) 多様な主体の連携の促進

事業者間の連携やマッチング支援、地域づくりを担う市町村やNPO、地域住民などを含めた連携・協働を促進します。

（資源循環推進課 循環グループ  
電話 052-954-6233 (ダイヤルイン)）

## 光化学スモッグ発令情報メール配信サービスを開始しました

目や喉に刺激を与える光化学スモッグは、日差しが強く、気温が高く、風が弱い日に発生しやすいです。

愛知県では、光化学スモッグ予報や注意報が発令された場合、事前に登録していただいた県民の皆さんに、その情報(発令日時・発令情報及び解除情報)をメール配信するサービスを毎年行っています。このサービスを是非ご活用いただき、発令情報が出されたときには、不要不急の外出を控えるなどの対応をお願いします。

(配信期間：平成 29 年 4 月 1 日～10 月 31 日)



光化学スモッグ発生のメカニズム

### ■■ メール配信サービスの登録方法 ■■

#### ○ パソコン又はスマートフォンからの登録

- (1) 「あいちの環境」 Web ページにアクセス  
(<http://www.pref.aichi.jp/kankyo/>)

- (2) 環境に関するイベント情報のバナー「光化学スモッグに関する情報」をクリック

- (3) 「メール配信サービス」をクリック

- (4) 発令区域ごとに表示されたメールアドレスに空メールを送信すると、登録完了メールが届きます。

#### ○ 携帯電話からの登録

- (1) 「モバイルネットあいち」にアクセス  
(<http://www.pref.aichi.jp/mobile/>)

- (2) 「節水・光化学スモッグ・PM2.5」を選択

- (3) 「光化学スモッグ情報・PM2.5」を選択

- (4) 「光化学スモッグ発令メール配信登録・解除」を選択

- (5) 発令区域ごとに表示されたメールアドレスに空メールを送信すると、登録完了メールが届きます。

【参考】 PM2.5 注意喚起情報等メール配信サービス  
県では、微小粒子状物質(PM2.5)が高濃度になった際の注意喚起を発令した情報を、事前に登録していただいた県民の皆さんにメール配信するサービスを行っています。こちらについても是非ご活用ください。(配信期間：平成 28 年 11 月 1 日～

平成 29 年 8 月 31 日)

詳細は Web ページをご覧ください。

([http://taiki-kankyo-aichi.jp/kankyo/pm25\\_hatsurei/HatsureiDeliveryServicePM25.html](http://taiki-kankyo-aichi.jp/kankyo/pm25_hatsurei/HatsureiDeliveryServicePM25.html))

〔 大気環境課 調査・監視グループ  
電話 052-954-6216 (ダイヤルイン) 〕

愛知県環境情報紙「環境かわら版」  
平成 29 年 4 月 3 日発行(第 251 号)  
編集・発行 愛知県環境調査センター  
企画情報部  
〒462-0032 名古屋市北区辻町字流 7-6  
電話 052-910-5489(ダイヤルイン)

#### 編集後記

春の季語に「清明」という言葉があります。清明とは、二十四節気の一つであり、春分の次の節気です。万物清く陽気になる時季なので、外に出て春の陽気や緑を感じ、新たな物事に挑戦するのにぴったりの時季ですね。

環境かわら版は最新の環境情報、イベント等を皆さんにお届けできるよう、これからもより一層努めていきますので、どうぞよろしくお願ひします。

※ この環境かわら版は、環境部 Web ページ「あいちの環境」<http://www.pref.aichi.jp/kankyo/>でも発信しており、写真等をカラーでご覧いただけます。この記事は広報紙等へ再掲していただきますようお願いいたします。